

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年2月29日
【発行者名】	ばんせい投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩瀬 悟朗
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目21番2号 茅場町タワー
【事務連絡者氏名】	高橋 美沙
【電話番号】	03 - 3523-8118
【届出の対象とした募集内 国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	黒田アクティブジャパン
【届出の対象とした募集内 国投資信託受益証券の金 額】	継続申込期間（平成24年3月1日から平成25年2月28日まで） 3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

黒田アクティブジャパン

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型株式投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）

当初元本は１口につき１円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるばんせい投信投資顧問株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（３）【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額 です。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

申込受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については販売会社または委託会社照会先にお問合せ下さい。

委託会社照会先

ばんせい投信投資顧問株式会社

お電話によるお問合せ先

電話番号 03 - 3523 8118

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.bansei-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。

詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合には申込手数料は、課されないものとします。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」¹または「償還前乗換え」²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができます。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社毎に異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認下さい。

1 「償還乗換え」とは、取得申込日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。

2 「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。

(6) 【申込単位】

分配金受取コースを選択された場合：1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)

分配金再投資コースを選択された場合：1円以上1円単位

申込単位は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社へお問合せください。ただし、「分配金再投資コース」（以下に定義します。）を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

(7) 【申込期間】

平成24年3月1日（木）から平成25年2月28日（木）までです。（継続申込期間）

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込みの取扱場所（販売会社）については、委託会社照会先にお問合せ下さい。

販売会社と販売会社以外の証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行うものをいいます。以下同じ。)が取次業務に関する契約を結び、当該証券会社が申込みの取次ぎを行う場合があります。

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込日から起算して5営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、住友信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

住友信託銀行株式会社は、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。本書において、以下同じです。

(1 0) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、委託会社照会先までお問合せ下さい。

販売会社と販売会社以外の証券会社が取次業務に関する契約を結び、当該証券会社が払込みの取次ぎを行う場合があります。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(1 2) 【その他】**申込みの方法**

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース(以下「分配金受取コース」といいます。)と、分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース(以下「分配金再投資コース」といいます。)の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「分配金受取コース」か「分配金再投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買付のお申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた買付のお申込みの受付けを取り消す場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)**投資信託振替制度とは**

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、主として黒田マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を通じてわが国の株式へ投資することで、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行ないます。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリー ファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	欧州 アジア オセアニア 中南米	ファンド・ オブ・ファンズ
不動産投信	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)	
その他資産 (投資信託証券 (株式 中小型))		エマージング	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			

ファンドの該当する商品分類および属性区分は上記の表中に網掛け表示しております。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表定義＞

平成22年7月1日現在

単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われな
ないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに
運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産
を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産
を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉と
する旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

補足分類

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

投資対象資産による属性区分

(1) 株式

一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

一般・・・次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

決算頻度による属性区分

年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

投資対象地域による属性区分：（重複使用可能）

グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資形態による属性区分

ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

特殊型

ブル・ベア型・・・目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型・・・目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型・・・目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型・・・目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページでもご覧いただけます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス<http://www.toushin.or.jp/>》

ファンドの特色

1 ファンド名に運用責任者の黒田を冠します。

ファンド名にファンドマネージャーである黒田の名前を冠し、運用責任を明確にし、投資家と共に成長できるファンドを目指します。

黒田ファンドマネージャーの実績

2000年 日経マネーのファンドマネージャーランキング 店頭株部門第1位
2003年 モーニングスター社 優秀ファンド賞受賞
2008年 リッパー社の日本株中小型株部門第2位

2 数倍化する可能性のある銘柄の発掘に努めます。

事業の成長性・高収益の維持・向上、収益構造の変化で企業が変身できるか、などあらゆる点から企業を見つめた分散投資を行い、その中から数倍化する可能性のある銘柄の出現をじっくり待つという姿勢をとります。好パフォーマンスを獲るために数倍化する可能性を秘めた成長企業の発掘に努めます。

※ファンドの組入れ銘柄の時価が数倍上がるという保証はありません。ファンドは複数の銘柄に投資するため、一部の銘柄の時価が高騰した場合にも、他の銘柄の時価が下落した場合には、ファンドの基準価額は下落する可能性があります。

3 わが国の中小型株を中心に成長性の高い銘柄へ幅広く投資することにより、絶対パフォーマンスを追求します。

- ベンチマーク運用ではなく、絶対パフォーマンスを追求します。
- 黒田マザーファンド受益証券への投資を通じて、東証一部上場の大型株を除く、わが国の中小型株(JASDAQ上場株式、東証マザーズ上場株式、名証セントレックス上場株式、日本国内の各金融商品取引所第二部上場株式および第一部上場の小型株、中型株等)へ投資します。また、上記投資対象株式に直接投資する場合があります。

- ファミリーファンド方式で運用します。

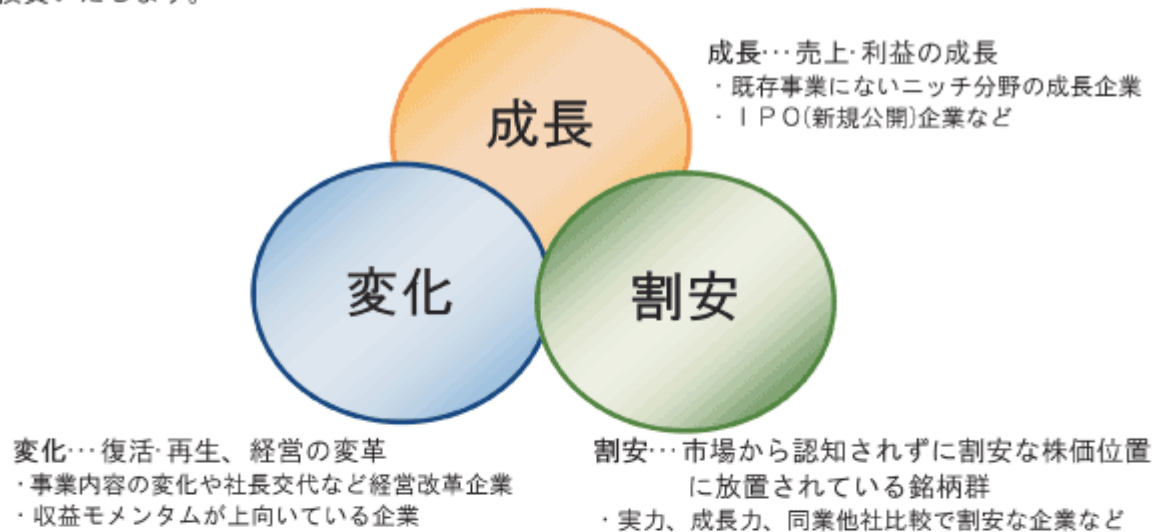
ファンドは、ファンドと実質的に同一の運用方針を有する「黒田マザーファンド」(平成17年11月30日設定、運用開始)を主要投資対象とし、「ファミリーファンド方式」による運用を行います。



「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の皆様からお預かりした資金をベビーファンド(ファンド)としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

4 中小型株の投資魅力である企業の成長性に主として着眼し、また、割安な企業、変化する企業を選別します。

ファンドは、中小型株の投資魅力である企業の成長性に主として着眼し、また、株価が割安な有望企業や変化する企業など様々なタイプの銘柄をブレンドし、バランス感覚をもって、分散投資いたします。



5 中長期観点からの投資を基本としますが、企業の経営姿勢や業績の変化、株価水準等から総合的に判断し、個別銘柄に対する投資比率の調整を行います。

組入銘柄については個別の株価動向を見ながら投資比率の調整(投資比率の引き上げや引き下げなど)を行います。株式需給要因にも注目し、短期的な株価急上昇時には売却を優先します。

分配方針

年1回、決算時(原則として毎年11月30日。30日が休業日の場合は、翌営業日。)に以下の分配方針に基づき行います。

- ◇ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ◇ 分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◇ 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

株式への実質投資割合	制限を設けません。
同一銘柄の株式への実質投資割合	取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資	行いません。

信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として、信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

運用哲学

株式市場は日経平均株価が約30年前の水準に戻るなど長期低迷から抜け出せないでいます。経済の長期低迷により、日本株への関心が薄れ、企業の実力が評価されにくくなっています。しかしながら、経済停滞下においても上場企業の約1割に当たる企業が今期経常最高益を更新し、株価も最高値を更新する企業が多数存在しています。これらの企業の多くは内需型のサービス業や新興国需要を取り込んだ企業です。運用においては、変わりゆく消費者に対応する内需型企业やグローバルに成長機会を求めていく企業などに注目しながら数倍化する有望企業の発掘に努め、基準価額の台を一段でも高く上げるべく、積極的に取り組んでまいります。

黒田 毅

(ご参考)代表的指数の過去の値動き

中小型株式はこれまで中長期的には日経平均など主要市場を上回ってきました。

過去の日本株の回復局面では、新興市場は東証一部市場に先行し、好パフォーマンスを示しています。

[I]1998年10月

- ◇金融再生法・金融早期健全化法が成立・施行
- ◇IT企業の成長牽引

(1998/10~2000/2)



[II]2003年4月

- ◇景気底入れ
- ◇りそなホールディングスへの公的資金注入

(2003/4~2006/1)



[III]2008年9月

- ◇リーマン・ショック
- ◇世界が協調して行った大規模な景気対策

(2008/9~2012/1)



[出所：Bloomberg のデータよりばんせい投信投資顧問作成]

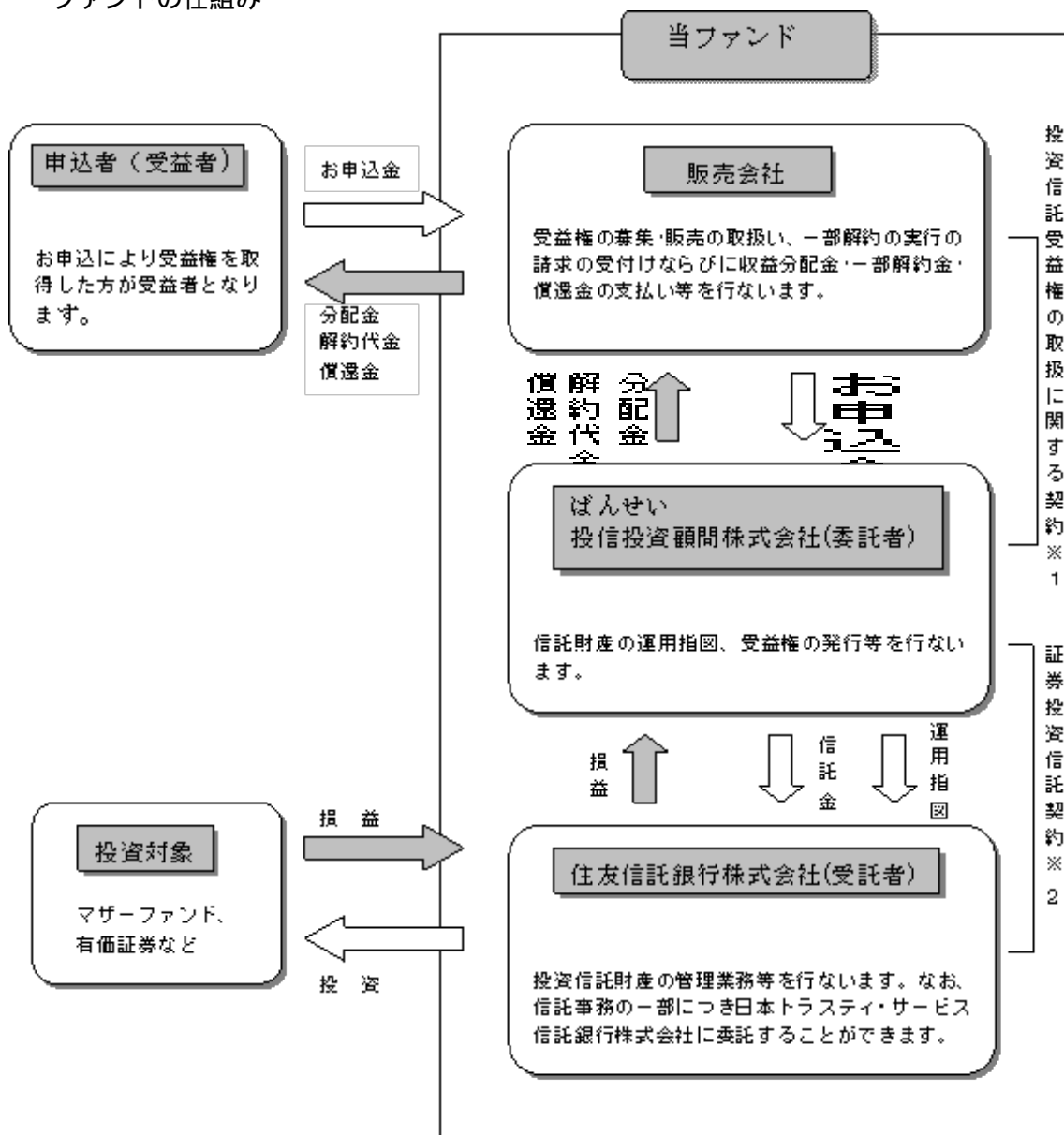
※本資料におけるデータ、分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

平成17年11月30日 投資信託契約締結日、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託者と販売会社との間において、販売会社が行う受益権の募集販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、一部解約の取扱い等を規定しています。

2 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において、委託者および受託者の業務、受益者の権利、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

委託会社の概況（平成24年1月末日現在）

・資本金の額

現在の資本金の額 4億9,950万円

・委託会社の沿革

平成10年7月 クォンティス投資顧問株式会社を設立
 平成10年9月 投資顧問業の登録
 平成12年6月 投資一任契約に係る業務の認可を取得
 平成15年8月 商号をプライマリー・アセット・マネジメント株式会社に変更
 平成17年7月 商号をファンドクリエーション投資顧問株式会社に変更
 平成17年9月 商号をファンドクリエーション投信投資顧問株式会社に変更
 平成17年10月 投資信託委託業に係る業務の認可を取得
 平成19年9月 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録
 平成22年4月 商号をばんせい投信投資顧問株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
ばんせい証券株式会社	東京都中央区新川一丁目21-2 茅場町タワー	19,580株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、主として黒田マザーファンドを通じてわが国の株式へ投資することで、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行ないます。

運用の方法

〔1〕主要投資対象

黒田マザーファンド受益証券への投資を通じて、東証一部上場の大型株を除く、わが国の中小型株（JASDAQ上場株式、東証マザーズ上場株式、名証セントレックス上場株式、日本国内の各金融商品取引所第二部上場株式および第一部上場の小型株、中型株等）へ投資します。また、上記投資対象株式に直接投資する場合があります。

〔2〕投資態度

- a. マザーファンドならびに当ファンドでの銘柄選定にあたっては、中小型株の投資魅力である企業の成長性に主として着眼し、また、割安な企業、変化する企業について、個別企業のファンダメンタルズなどをもとに株価水準や株式のバリュエーション、流動性などを勘案して投資を行ないます。
- b. マザーファンドならびに当ファンドの組入銘柄については、中長期的な観点からの投資を基本としますが、企業の経営姿勢や業績の変化、株価水準等を総合的に判断し、個別銘柄に対する投資比率の調整（投資比率の引き下げや引き上げなど）を行ないます。株式需給要因にも注目し、短期的な株価急上昇時には売却を優先します。
- c. 数倍化する可能性のある銘柄の発掘に努めます。事業の成長性・高収益の維持・向上、収益構造の変化で企業が変身できるか、などあらゆる点から企業を見つめた分散投資を行い、その中から数倍化する可能性のある銘柄の出現をじっくり待つという姿勢をとります。好パフォーマンスを獲るために数倍化する可能性を秘めた成長企業の発掘に努めます。

当ファンドの組入れ銘柄の時価が数倍上がるという保証はありません。当ファンドは複数の銘柄に投資するため、一部の銘柄の時価が高騰した場合にも、他の銘柄の時価が下落した場合には、当ファンドの基準価額は下落する可能性があります。

- d. 信託財産の純資産総額に占める実質株式組入比率は、原則として70%程度以上とします。ただし、信託設定当初や償還に備えた株式売却時ならびに収益分配金の支払いに備えるとき、および前項に係るマザーファンドならびに当ファンドの組入銘柄の投資比率調整等により、実質株式組入比率が当該比率を下回ることがあります。
- e. 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、当初設定日直後、大量の追加設定又は解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

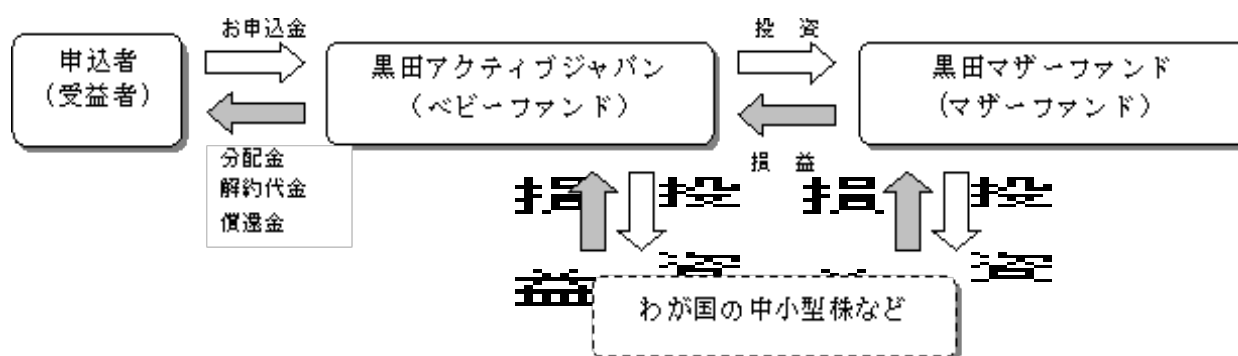
〔3〕主な投資制限

- a. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- b. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- c. 投資信託証券への実質投資割合（マザーファンド受益証券を除きます。）は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- d. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- e. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- f. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- g. 外貨建資産への投資は行ないません。

〔4〕運用の形態

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の皆様からお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンド（黒田マザーファンド）受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。また、マザーファンドの運用収益はすべてベビーファンドに還元されます。

当ファンドはわが国の株式などを直接組入れる場合もあります。新たなベビーファンドを設定し黒田マザーファンドへ投資することがあります。



（参考）マザーファンドの概要

「黒田マザーファンド」
運用の基本方針

1．基本方針

この投資信託は、主としてわが国の株式へ投資することで、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行います。

2．運用方法

(1) 投資対象

東証一部上場の大型株を除く、わが国の株式（JASDAQ上場株式、東証マザーズ上場株式、名証セントレックス上場株式、日本国内の各金融商品取引所第二部上場株式および第一部上場小型株、中型株等）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

当ファンドでの銘柄選定にあたっては、中小型株の投資魅力である企業の成長性に主として着眼し、また、割安な企業、変化する企業について、個別企業のファンダメンタルズなどをもとに株価水準や株式のバリュエーション、流動性などを勘案して投資を行います。

当ファンドの組入銘柄については、中長期的観点からの投資を基本としますが、企業の経営姿勢や業績の変化、株価水準等を総合的に判断し、個別銘柄に対する投資比率の調整（投資比率の引き下げや引き上げなど）を行いません。株式需給要因にも注目し、短期的な株価急上昇時には売却を優先します。数倍化する可能性のある銘柄の発掘に努めます。事業の成長性・高収益の維持・向上、収益構造の変化で企業が変身できるか、などあらゆる点から企業を見つめた分散投資を行い、その中から数倍化する可能性のある銘柄の出現をじっくり待つという姿勢をとります。好パフォーマンスを獲るために数倍化する可能性を秘めた成長企業の発掘に努めます。

当ファンドの組入れ銘柄の時価が数倍上がるという保証はありません。当ファンドは複数の銘柄に投資するため、一部の銘柄の時価が高騰した場合にも、他の銘柄の時価が下落した場合には、当ファンドの基準価額は下落する可能性があります。

信託財産の純資産総額に占める株式組入比率は、原則として70%程度以上とします。ただし、信託設定当初や償還に備えた株式売却時ならびに収益分配金の支払いに備えるとき、および前項に係る組入銘柄の投資比率調整等により、株式組入比率が当該比率を下回ることがあります。

株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行ないません。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

[1] 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条および第22条に定めるものに限ります。)
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

有価証券および金融商品の指図範囲等

[1] 委託者は、信託金を、ばんせい投信投資顧問株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である黒田マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の本邦通貨表示のものに限る有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

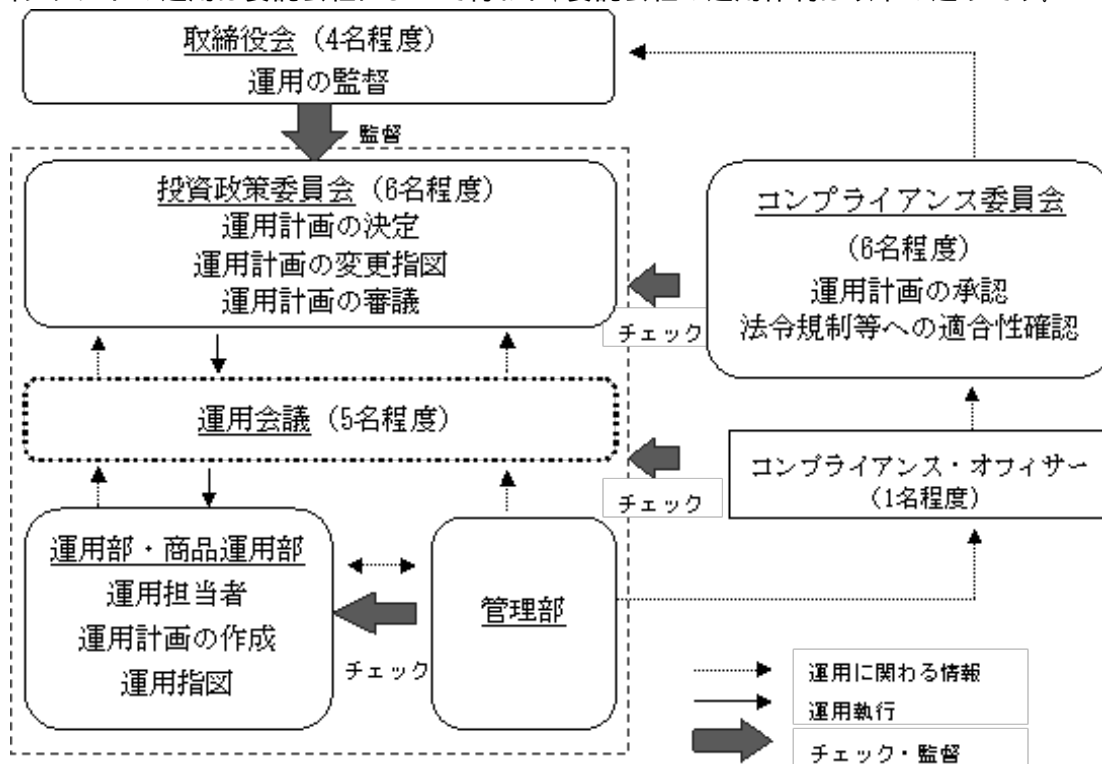
- a. 株券又は新株引受権証券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- f. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、有価証券に係るものに限ります。）
 - q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、有価証券に係るものに限ります。）
 - t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - v. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
なお、a.の証券または証書、l.ならびにq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券およびl.ならびにq.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.およびn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- 〔2〕委託者は信託金を、上記〔1〕に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- a. 預金
 - b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - c. コール・ローン
 - d. 手形割引市場において売買される手形
 - e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- 〔3〕上記〔1〕の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記〔2〕に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- その他の投資対象
- 〔1〕先物取引等
 - 〔2〕スワップ取引

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制

当ファンドの運用は委託会社によって行われ、委託会社の運用体制は以下の通りです。



運用の流れ

(1) 運用計画策定

a. 投資候補銘柄の選定

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。原則として、黒田マザーファンドを通じてわが国の中小型株を組入れます。

(参考) マザーファンドにおける投資候補銘柄の選定

委託者の定める投資適格の基準を満たした銘柄を前提とし、東証一部上場の大型株を除く、わが国の株式（JASDAQ上場株式、東証マザーズ上場株式、名証セントレックス上場株式、日本国内の各金融商品取引所第二部上場株式および第一部上場小型株、中型株等）の中から、中小型株の投資魅力である企業の成長性を中心に、割安、変化する企業に着眼し、個別企業のファンダメンタルズなどをもとに株価水準や株式のバリュエーション、流動性などを勘案して投資候補銘柄を選定します。

当ファンドについても、直接株式を組入れる場合は、上記マザーファンドと同様に投資候補銘柄を選定します。

b. 投資銘柄の決定

主に黒田マザーファンド受益証券に投資を行ないます。マザーファンドにおいては、投資候補銘柄の中から、さらに、運用担当者等の個別企業リサーチによる情報収集、分析、評価を経て、株価水準、業種配分、時価総額等を考慮の上、投資銘柄を決定します。

c. 運用計画の決定プロセス

運用会議において、委託者の運用担当者は市場環境について討議を行い、様々な情報を得ます。運用会議を経て、運用計画は、運用担当者が起案し投資政策委員会に提出します。取締役会の監督の下、投資政策委員会において運用計画を審議し決定しますが、運用方針等に適合しない場合、運用計画の変更指図をします。投資政策委員会において決定された運用計画は、コンプライアンス委員会において法令、信託約款及び社内規定等への適合性を確認したうえで承認され、運用の執行が行われます。運用の執行においては、法令、信託約款、社内規定等の遵守状況について、管理部、コンプライアンス・オフィサーがチェックを行います。管理部は問題があった場合にはコンプライアンス・オフィサーに報告します。また、運用計画の内容について法令諸規則等への適合性が確認できない場合は、委託者の運用担当者に対して当該運用計画を差戻し、変更指図します。変更指図を受けた運用担当者は、運用方針、法令、信託約款等を確認し、再度運用計画を起案し、投資政策委員会に提出します。

(2) 運用指図

投資政策委員会で審議された運用計画をもとに、運用担当者が売買を指図します。

(3) リスク管理および運用成果のチェック

委託者の運用に関わるリスクおよび法令遵守の状況を委託者の管理部において日々チェックしており、コンプライアンス・オフィサーおよび運用担当者に報告しています。また、運用成果のチェックは投資政策委員会が定期的に行ないます。

運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として「投資運用規程」があり、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

(4) 【分配方針】

収益分配は年1回、決算時（原則として毎年11月30日、30日が休業日の場合は、翌営業日。）に、以下の分配方針に基づき行ないます。

- (1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- (2) 分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- (3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行ないます。将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (1) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として、決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

株式への投資割合

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

[1] 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます)ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとし、(以下同じ。)

- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2) 投資対象 有価証券および指図範囲等 [2] a. から d. 」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- 〔2〕委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 有価証券および指図範囲等〔2〕a.からd.」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 有価証券および指図範囲等〔2〕a.からd.」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- 〔1〕委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- 〔2〕スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 〔3〕スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項に同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 〔4〕前項において信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 〔5〕スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 〔6〕委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行ないません。

投資する株式等の範囲

- 〔1〕委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 〔2〕前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができますものとしてします。

信用取引の指図範囲

- 〔1〕委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- 〔2〕前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出しにより取得する株券
 - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付けの指図および範囲

- 〔1〕委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 〔2〕前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 〔3〕委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ

- 〔1〕委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

- 〔2〕前項の指図は、当該借入りに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 〔3〕信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入りに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 〔4〕第1項の借入りに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- 〔1〕委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- 〔2〕前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
- 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 〔3〕一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- 〔4〕再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- 〔5〕借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
- 同一の法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。
- 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
 - 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、株式や公社債など値動きのある証券にマザーファンドを通じてまたは直接投資しますので、基準価額は変動します。従って、当ファンドは、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損益は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式にマザーファンドを通じてまたは直接投資し、株式の実質組入比率を原則として高位に保ちますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般には、株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることもあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があり、債券市場のほか株式市場を通じて当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給がないために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接売買しようとする有価証券等の市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

投資信託に関する一般的リスク

- 〔1〕法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。
- 〔2〕信託財産の状況によっては、目指す運用が行なわれないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- 〔3〕短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- 〔4〕証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

運用体制の変更ならびに運用責任者の交代に関するリスク

ファンドおよびマザーファンドの運用体制は、今後、変更される場合もあります。

また、ファンドおよびマザーファンドは長期にわたり運用を行うために、信託期間の途中において運用責任者が交代される場合があります。

この場合においてもファンドの運用方針が変更されることはありませんが、運用責任者の交代等に伴い、組入銘柄の入替等が行われる場合があります。

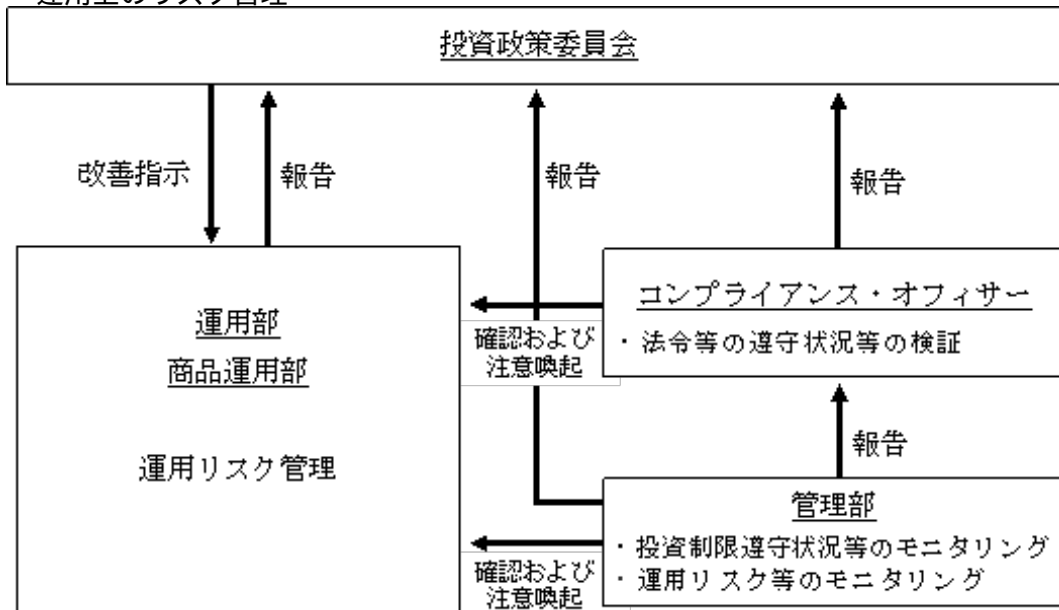
なお、運用責任者の交代があった場合には、運用を中止し、償還する可能性があります。

《その他の留意点》

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行う場合があります。従って、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

(2) リスク管理体制
運用上のリスク管理

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部、商品運用部、管理部およびコンプライアンス・オフィサーならびに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行います。

- 〔1〕 委託会社の運用部および商品運用部にて、運用リスク管理を行い、定期的に運用リスク状況を投資政策委員会に報告します。
- 〔2〕 委託会社の管理部は、運用リスク等のモニタリングを行い、その結果をコンプライアンス・オフィサーに報告します。管理部およびコンプライアンス・オフィサーは、状況に応じて運用部および商品運用部に内容の確認を行います。確認の結果、当ファンドの商品性に合致しないリスクが存在すると認められた場合、運用部および商品運用部に対し注意喚起を行い、委託者の投資政策委員会において報告を行います。
- 〔3〕 〔2〕による投資政策委員会への報告が行われた場合、投資政策委員会は、速やかに対応策を決定し、改善指示を行います。

上記リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までに係るおもな費用と税金の概要
(詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。)

ファンドの 取得時 に係る費用と税金	申込手数料 + 消費税等 申込手数料は販売会社毎に定めます。	
ファンドの 保有時 に係る費用と税金	信託報酬 + 消費税等 監査報酬 + 消費税等 信託事務の諸費用等 + 消費税等他 証券取引に伴う手数料等 + 消費税等他 上記の費用・税金は信託財産中から支払われます。	
ファンドの 解約・償還時 に係る費用と税金	解約・償還時の手数料はありません、 解約の際、信託財産留保額が差し引かれます。	
	解約代金・償還金に係る税金 ^(注)	個別元本超過額に対する所得税・地方税

(注) 個人受益者と法人受益者とでは税制が異なります。

(詳しくは、後述の「(5)課税上の取扱い」をご参照下さい。)

税法が改正された場合等は、上記の税金に係る内容が変更される場合があります。

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。

収益分配金を再投資する場合には申込手数料は、課されないものとします。

手数料について、詳しくは販売会社または委託照会先までお問合せ下さい。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」¹または「償還前乗換え」²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社毎に異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認下さい。

1「償還乗換え」とは、取得申込日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。

2「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

信託財産留保額

ご解約時に、申込日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除いたします。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として信託財産に組入れられます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の157.5の率（1.575%）（税抜1.5%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、委託会社、販売会社ならびに受託会社との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 (年率)	委託会社	純資産総額に対し年0.756%（税抜 0.72%）
	販売会社	純資産総額に対し年0.735%（税抜 0.70%）
	受託会社	純資産総額に対し年0.084%（税抜 0.08%）

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

先物取引やオプション取引等に要する費用

借入有価証券に係る品貸料

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税

受託会社の立替えた立替金の利息

信託事務の処理に要する諸費用

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 販売用資料の作成、印刷および交付に係る費用
5. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含まれます。）
7. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は純資産総額に対して委託会社は、上記の信託事務の処理に要する諸費用の支払をファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年0.105%（税抜0.10%）を上限とする率（ただし、変更される場合があります。）を毎日乗じて得た額を上記の諸費用等の支払の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、投資信託財産より受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に、随時係る諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。係る諸費用は毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬に係る消費税等相当額とともに投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

当該「その他の手数料等」の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

受益者の負担となる費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

【収益分配金に関する課税】

<平成24年12月31日までの間>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金に対して10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

<平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金に対して10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

【解約（換金）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税】

<平成24年12月31日までの間>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行われます。

<平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉徴収が行われます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

《譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について》

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能となります。

法人の投資家に対する課税

<平成24年12月31日までの間>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

<平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7.147%）の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以後、15.315%（所得税15.315%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除。
なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

換金（解約）時および償還時の課税について

〔個人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の差益については、譲渡所得とみなして課税が行われます。
換金（解約）時および償還時の価額から取得額（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

〔法人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金については、詳しくは販売会社にお問合せください。

個別元本について

- 〔1〕追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- 〔2〕受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社にお問合せください。（「特別分配金」については、「収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

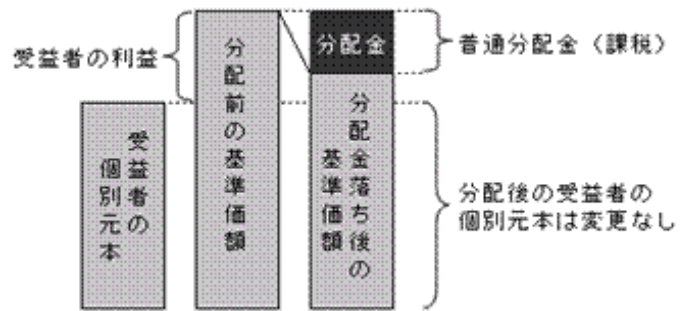
収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

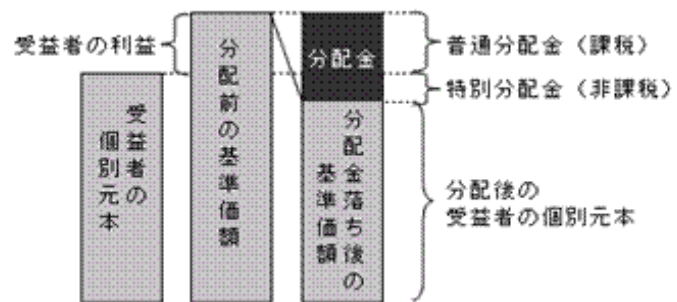
<イメージ図>
(a.の場合)

a.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



(b.の場合)

b.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。



平成24年1月末日現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記（5）課税上の取扱いの内容が変更される場合があります。

（5）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は平成24年1月末日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	864,350,156	99.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,903,717	0.22
合計(純資産総額)		866,253,873	100.00

<ご参考>

「黒田マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,059,117,500	88.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	134,939,650	11.30
合計(純資産総額)		1,194,057,150	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	黒田マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	1,535,803,405	0.5499 844,538,388	0.5628 864,350,156	- -	99.78

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.78
合計	99.78

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）黒田マザーファンド
投資有価証券の主要銘柄
イ．主要銘柄の明細

（単位：円）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	朝日ネット 日本	株式 情報・通信業	180,000	359 64,620,000	361 64,980,000	- -	5.44
2	エブコ 日本	株式 サービス業	55,400	1,128 62,487,788	1,155 63,987,000	- -	5.36
3	サンマルクホールディングス 日本	株式 小売業	21,000	2,988 62,749,064	2,982 62,622,000	- -	5.24
4	GMOインターネット 日本	株式 情報・通信業	160,000	295 47,188,081	305 48,800,000	- -	4.09
5	ユニデン 日本	株式 電気機器	140,000	288 40,320,000	293 41,020,000	- -	3.43
6	メルコホールディングス 日本	株式 電気機器	20,500	2,047 41,959,377	1,930 39,565,000	- -	3.31
7	サイネックス 日本	株式 サービス業	115,700	328 37,949,600	341 39,453,700	- -	3.30
8	日本化薬 日本	株式 化学	53,000	762 40,385,844	732 38,796,000	- -	3.25
9	日本セラミック 日本	株式 電気機器	27,000	1,402 37,845,414	1,398 37,746,000	- -	3.16
10	メッセージ 日本	株式 サービス業	150	240,100 36,015,000	240,900 36,135,000	- -	3.03
11	昭文社 日本	株式 情報・通信業	60,000	575 34,500,000	596 35,760,000	- -	3.00
12	ナガワ 日本	株式 サービス業	29,900	803 24,009,700	1,178 35,222,200	- -	2.95
13	シークス 日本	株式 卸売業	36,600	993 36,344,289	949 34,733,400	- -	2.91
14	富士紡ホールディングス 日本	株式 繊維製品	190,000	157 29,830,000	162 30,780,000	- -	2.58
15	ニフコ 日本	株式 化学	15,000	2,073 31,095,000	2,036 30,540,000	- -	2.56
16	芝浦電子 日本	株式 電気機器	22,500	1,311 29,508,221	1,322 29,745,000	- -	2.49
17	ニフティ 日本	株式 情報・通信業	310	89,590 27,772,755	93,200 28,892,000	- -	2.42
18	サイバーエージェント 日本	株式 サービス業	125	250,050 31,256,230	223,000 27,875,000	- -	2.33
19	日本航空電子 日本	株式 電気機器	45,000	551 24,795,000	605 27,225,000	- -	2.28
20	ジャフコ 日本	株式 証券、商品先物取引業	18,000	1,385 24,930,000	1,504 27,072,000	- -	2.27
21	不動テトラ 日本	株式 建設業	165,000	152 25,080,000	164 27,060,000	- -	2.26
22	日本M&Aセンター 日本	株式 サービス業	70	416,587 29,161,111	377,000 26,390,000	- -	2.21
23	日本触媒 日本	株式 化学	30,000	828 24,840,000	859 25,770,000	- -	2.16
24	ソネットエンタテインメント 日本	株式 情報・通信業	80	290,300 23,224,000	292,100 23,368,000	- -	1.96
25	ユアテック 日本	株式 建設業	50,000	371 18,550,000	431 21,550,000	- -	1.81
26	富士通ゼネラル 日本	株式 電気機器	50,000	415 20,750,000	429 21,450,000	- -	1.80

27	ケーユーホールディングス 日本	株式 小売業	51,700	353 18,250,100	396 20,473,200	- -	1.72
28	ジャストシステム 日本	株式 情報・通信業	120,000	154 18,480,000	160 19,200,000	- -	1.61
29	富士変速機 日本	株式 機械	83,000	215 17,845,000	218 18,094,000	- -	1.51
30	一建設 日本	株式 不動産業	11,000	1,685 18,535,000	1,620 17,820,000	- -	1.49

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
株式	情報・通信業	19.99
	サービス業	19.18
	電気機器	16.48
	化学	7.96
	小売業	6.96
	建設業	4.07
	卸売業	2.91
	繊維製品	2.58
	証券、商品先物取引業	2.27
	その他製品	1.97
	機械	1.51
	不動産業	1.49
	医薬品	1.33
合計		88.70

(注) 投資比率、ファンドの純資産総額に対する当該資産の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年1月末日現在及び同日1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額（百万円）		1口当り純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期 2006年11月30日	12,552	12,552	0.8348	0.8348
第2期 2007年11月30日	5,479	5,479	0.6273	0.6273
第3期 2008年12月 1日	2,686	2,686	0.4472	0.4472
第4期 2009年11月30日	1,755	1,755	0.4838	0.4838
第5期 2010年11月30日	1,207	1,207	0.5063	0.5063
2011年 1月末日	1,238	-	0.5505	-
2月末日	1,300	-	0.5854	-
3月末日	1,256	-	0.5703	-
4月末日	1,218	-	0.5618	-
5月末日	1,167	-	0.5545	-
6月末日	1,162	-	0.5668	-
7月末日	1,138	-	0.5685	-
8月末日	1,060	-	0.5407	-
9月末日	1,015	-	0.5259	-
10月末日	975	-	0.5206	-
第6期 2011年11月30日	902	902	0.5031	0.5031
12月末日	887	-	0.5048	-
2012年 1月末日	866	-	0.5135	-

【分配の推移】

期	1口当り分配金
第1期	0.0000円
第2期	0.0000円
第3期	0.0000円
第4期	0.0000円
第5期	0.0000円
第6期	0.0000円

【収益率の推移】

期	収益率（％）
第1期	16.5
第2期	24.9
第3期	28.7
第4期	8.2
第5期	4.7
第6期	0.6

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	16,957,030,000	1,920,690,000	15,036,340,000
第2期	662,970,303	6,965,270,638	8,734,039,665
第3期	92,020,000	2,821,111,565	6,004,948,100
第4期	4,690,000	2,381,020,000	3,628,618,100
第5期	450,805	1,244,329,455	2,384,739,450
第6期	6,836,937	598,887,197	1,792,689,190

(参考資料) 運用実績 2012年1月末日現在

基準価額・純資産の推移					
基準価額	5,135円				
純資産総額	8.7億円				
2012年1月31日時点					
分配の推移					
決算日	分配金				
第1期 2006年11月30日	0円				
第2期 2007年11月30日	0円				
第3期 2008年12月1日	0円				
第4期 2009年11月30日	0円				
第5期 2010年11月30日	0円				
第6期 2011年11月30日	0円				
設定来累計	0円				
※上記分配金は、1万口当り、税引き前です。					
主要資産の状況(マザーファンド)					
資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)			
株式	1,059,117,500	88.70			
現金・預金・その他資産(負債控除後)	134,939,650	11.30			
合計(純資産総額)	1,194,057,150	100.00			
組入上位10銘柄			組入上位10業種		
順位	銘柄	投資比率(%)	順位	業種	投資比率(%)
1	朝日ネット	5.44	1	情報・通信業	19.99
2	エプコ	5.36	2	サービス業	19.18
3	サンマルクホールディングス	5.24	3	電気機器	16.48
4	GMOインターネット	4.09	4	化学	7.96
5	ユニデン	3.43	5	小売業	6.96
6	メルコホールディングス	3.31	6	建設業	4.07
7	サイネックス	3.30	7	卸売業	2.91
8	日本化薬	3.25	8	繊維製品	2.58
9	日本セラミック	3.16	9	証券・商品先物取引業	2.27
10	メッセージ	3.03	10	その他製品	1.97
※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。			※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。		
年間収益率の推移(暦年ベース)					
※決算時の分配金を非課税で再投資したものと して計算しております。 ※2005年は設定時(11月30日)から年末までの 収益率を表示しております。 ※2012年は年初から1月末日までの収益率を 表示しております。 ※当ファンドにベンチマークはありません。					
※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。 ※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、表紙に記載のホームページにおいて閲覧することができます。					

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。取得申込の受付については、午後3時までに、取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、委託会社照会先までお問合せ下さい。

申込受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

委託会社照会先

ばんせい投信投資顧問株式会社

お電話によるお問合せ先

電話番号 03 - 3523 8118

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.bansei-am.co.jp/>

販売の単位は、「分配金受取コース」の場合は1万口以上1万口単位、「分配金再投資コース」の場合は1円以上1円単位とします。ただし、「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社によっては、「積立投資契約」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申込み頂けます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買付のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた買付のお申込みの受付を取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

取得申込日の基準価額に、3.15% (税抜3.0%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問合せください。販売会社については、委託会社照会先までお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合には申込手数料は課されないものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録をすることができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

受益者が の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払います。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。

一部解約に関して課税対象者に係る所得税および地方税に相当する金額が控除されます。

一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問合せ下さい。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問合せいただけます基準価額は、前日以前のもとなります。

換金の費用や税金については「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」もご参照ください。

販売会社による受益権の買取りを希望される受益者は取得申込みを取扱った販売会社にお問合せ下さい。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問合せ下さい。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問合せいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成27年11月30日まで、または(5) a.、c.、i.、j.、およびl.の規定による信託終了の日までとします。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年12月1日から翌年11月30日までとします。

なお、上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記(3)に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

- a. 委託者は、信託財産契約の一部を解約することにより、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解除し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託者は、前項の規定によりこの信託契約を解約しようとするときは、下記d. からg. に従います。
- c. 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- d. 委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- f. 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

- g. 委託者は、上記の規定により、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- h. 上記e. からg. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記e. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
- i. 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- j. 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記 のd. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
- k. 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、信託約款の変更の規定に従い、新受託者を選任します。
- l. 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- a. 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- e. 委託者は、上記の規定により、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記a. ~ e. の規定に従います。

運用報告書

当ファンドについて、委託者は、計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

公告

1. 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bansei-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

異議申立ておよび受益権の買取請求

上記 a.および c.に規定する信託契約の解約または上記 a.に規定する信託約款の変更を行なう場合において、上記 e.または c.の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きについては、d.または b.に規定する公告または書面に付記します。

関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金請求権

- 〔1〕収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。
- 〔2〕上記の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 〔3〕受益者が、収益分配金については、上記〔1〕に記載する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

一部解約請求権

- 〔1〕受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。
- 〔2〕一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払います。

償還金請求権

- 〔1〕償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- 〔2〕受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第5期計算期間（平成21年12月1日から平成22年11月30日まで）および第6期計算期間（平成22年12月1日から平成23年11月30日まで）については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- また、投資信託財産計算規則は平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第5期計算期間（平成21年12月1日から平成22年11月30日まで）については、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しており、第6期計算期間（平成22年12月1日から平成23年11月30日まで）については、内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成21年12月1日から平成22年11月30日まで）および第6期計算期間（平成22年12月1日から平成23年11月30日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
黒田アクティブジャパン
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期計算期間末 (平成22年11月30日現在)	第6期計算期間末 (平成23年11月30日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,683,805	14,109,356
親投資信託受益証券	1,198,771,081	900,220,427
未収入金	-	5,000,000
流動資産合計	1,219,454,886	919,329,783
資産合計	1,219,454,886	919,329,783
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,009,200	8,594,636
未払受託者報酬	551,461	444,325
未払委託者報酬	9,789,416	7,887,501
その他未払費用	676,863	533,075
流動負債合計	12,026,940	17,459,537
負債合計	12,026,940	17,459,537
純資産の部		
元本等		
元本	2,384,739,450	1,792,689,190
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,177,311,504	890,818,944
（分配準備積立金）	11,836	11,306
元本等合計	1,207,427,946	901,870,246
純資産合計	1,207,427,946	901,870,246
負債純資産合計	1,219,454,886	919,329,783

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期計算期間 (自平成21年12月1日 至平成22年11月30日)	第6期計算期間 (自平成22年12月1日 至平成23年11月30日)
営業収益		
受取利息	6,119	4,927
有価証券売買等損益	107,001,020	31,449,346
営業収益合計	107,007,139	31,454,273
営業費用		
受託者報酬	1,250,197	960,940
委託者報酬	22,192,699	17,058,246
その他費用	1,532,054	1,134,036
営業費用合計	24,974,950	19,153,222
営業利益又は営業損失（ ）	82,032,189	12,301,051
経常利益又は経常損失（ ）	82,032,189	12,301,051
当期純利益又は当期純損失（ ）	82,032,189	12,301,051
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	28,301,382	18,347,500
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,873,174,530	1,177,311,504
剰余金増加額又は欠損金減少額	642,351,992	295,602,659
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	642,351,992	295,602,659
剰余金減少額又は欠損金増加額	219,773	3,063,650
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	219,773	3,063,650
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,177,311,504	890,818,944

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第5期計算期間 自 平成21年 12月 1日 至 平成22年 11月 30日	第6期計算期間 自 平成22年 12月 1日 至 平成23年 11月 30日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1)親投資信託受益証券 同左
2 収益及び費用の計上基準	(1)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上して おります。	(1)有価証券売買等損益の計上基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

第5期計算期間末 平成22年11月30日現在	第6期計算期間末 平成23年11月30日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 2,384,739,450口	1 計算期間の末日における受益権の総数 1,792,689,190口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定 する額 元本の欠損 1,177,311,504円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定 する額 元本の欠損 890,818,944円
3 計算期間の末日における1単位当りの純資産の額 1口当り純資産額 0.5063円 (10,000口当り純資産額 5,063円)	3 計算期間の末日における1単位当りの純資産の額 1口当り純資産額 0.5031円 (10,000口当り純資産額 5,031円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期計算期間 自 平成21年 12月 1日 至 平成22年 11月 30日	第6期計算期間 自 平成22年 12月 1日 至 平成23年 11月 30日
1 分配金の計算過程 該当事項はございません。	同左

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

<p style="text-align: center;">第5期計算期間 自 平成21年 12月 1日 至 平成22年 11月 30日</p>	<p style="text-align: center;">第6期計算期間 自 平成22年 12月 1日 至 平成23年 11月 30日</p>
<p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。これらは、「株価変動リスク」、「金利変動リスク」などの「市場リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」にさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用上のリスク管理に関して、主な項目を以下のとおり管理しております。 市場リスクについては、基準価額に関するリスク指標をもとに、委託者のコンプライアンス・オフィサーがチェックし、状況に応じて運用部に対し内容の確認を行います。確認の結果、当ファンドの商品性に合致しないリスクが存在すると認められた場合、委託者の運用部に対し注意喚起を行い、委託者のコンプライアンス委員会において報告を行います。 流動性に関するリスクについては、委託者のコンプライアンス・オフィサーが、市場出来高等との比較により必要に応じ運用部に対し状況の確認を行うほか、委託者のコンプライアンス委員会において報告を行います。 信用リスク管理については、委託者の運用部による管理状況を委託者のコンプライアンス・オフィサーに報告します。当ファンドの商品性に合致しないリスクが発生した場合は、委託者の投資政策委員会において速やかに対応策を決定いたします。</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部、商品運用部、管理部およびコンプライアンス・オフィサーならびに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行っております。 市場リスクについては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクについては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクについては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第5期計算期間 自 平成21年 12月 1日 至 平成22年 11月 30日	第6期計算期間 自 平成22年 12月 1日 至 平成23年 11月 30日
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第5期計算期間 自 平成21年 12月 1日 至 平成22年 11月 30日	第6期計算期間 自 平成22年 12月 1日 至 平成23年 11月 30日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第5期計算期間 自 平成21年 12月 1日 至 平成22年 11月 30日	第6期計算期間 自 平成22年 12月 1日 至 平成23年 11月 30日
期首元本額 3,628,618,100円	期首元本額 2,384,739,450円
期中追加設定元本額 450,805円	期中追加設定元本額 6,836,937円
期中一部解約元本額 1,244,329,455円	期中一部解約元本額 598,887,197円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

	第5期計算期間 自 平成21年 12月 1日 至 平成22年 11月 30日	第6期計算期間 自 平成22年 12月 1日 至 平成23年 11月 30日
種類	損益に含まれた評価差額	損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	71,163,548円	9,494,936円
合計	71,163,548円	9,494,936円

3 デリバティブ取引関係

第5期計算期間(自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日)

該当事項はございません。

第6期計算期間(自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成23年11月30日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成23年11月30日現在)

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	黒田マザーファンド	1,637,062,061	900,220,427	
合計		1,637,062,061	900,200,427	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）

黒田マザーファンド

当ファンドは、「黒田マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「黒田マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 《貸借対照表》

科目	対象年月日	平成23年11月30日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託		720,850
コール・ローン		75,625,461
株式		1,063,648,100
現先取引勘定		99,977,000
未収入金		28,263,397
未収配当金		7,011,000
流動資産合計		1,275,245,808
資産合計		1,275,245,808
負債の部		
流動負債		
未払金		43,626,148
未払解約金		5,000,000
流動負債合計		48,626,148
負債合計		48,626,148
純資産の部		
元本等		
元本		2,230,798,502
剰余金		
（ ）	期末剰余金又は期末欠損金	1,004,178,842
元本等合計		1,226,619,660
純資産合計		1,226,619,660
負債純資産合計		1,275,245,808

(2) 《注記表》

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成22年 12月 1日 至 平成23年 11月 30日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3 その他	(1)現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」の規定によっております。

(その他の注記)

平成23年11月30日現在	
1 期首	平成22年12月1日
期首元本額	2,827,753,544円
期首より平成23年11月30日までの期中追加設定元本額	- 円
期首より平成23年11月30日までの期中一部解約元本額	596,955,042円
期末元本額	2,230,798,502円
期末元本額の内訳*	
黒田アクティブジャパン	1,637,062,061円
黒田アクティブアルファ	593,736,441円
2 元本の欠損の額	1,004,178,842円
3 計算期間の末日における1単位当りの純資産の額	
1口当りの純資産額	0.5499円
(10,000口当りの純資産額	5,499円)

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3)《附属明細表》

第1 有価証券明細表

(1)株式

(平成23年11月30日現在)

通貨	銘柄名	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	不動テトラ	165,000	152	25,080,000	
	ユアテック	50,000	371	18,550,000	
	富士紡ホールディングス	190,000	157	29,830,000	
	日本触媒	30,000	828	24,840,000	
	日本化薬	48,000	765	36,720,000	
	互応化学工業	11,000	899	9,889,000	
	ニフコ	15,000	2,073	31,095,000	
	日水製薬	22,000	651	14,322,000	
	富士変速機	84,500	215	18,167,500	
	東洋電機製造	65,000	295	19,175,000	
	メルコホールディングス	17,000	2,043	34,731,000	
	富士通ゼネラル	50,000	415	20,750,000	
	日本航空電子	45,000	551	24,795,000	
	ユニデン	140,000	288	40,320,000	
	日本セラミック	22,900	1,402	32,105,800	
	芝浦電子	22,000	1,310	28,820,000	
	マニー	7,000	2,593	18,151,000	
	東京リスマチック	42,000	450	18,900,000	
	クリナップ	25,000	488	12,200,000	
	ソネットエンタテインメント	80	290,300	23,224,000	
	ニフティ	260	90,100	23,426,000	
	朝日ネット	180,000	359	64,620,000	
	ジャストシステム	120,000	154	18,480,000	
	GMOインターネット	150,000	295	44,250,000	
	昭文社	60,000	575	34,500,000	
	シークス	27,500	996	27,390,000	
	サンマルクホールディングス	18,000	2,990	53,820,000	
	ケーユーホールディングス	52,000	353	18,356,000	
	セブン銀行	150,000	152	22,800,000	
	ジャフコ	18,000	1,385	24,930,000	
	一建設	11,000	1,685	18,535,000	
	日本M&Aセンター	62	422,500	26,195,000	
	エプロ	54,900	1,128	61,927,200	
	サイネックス	118,800	328	38,966,400	
	メッセージ	150	240,100	36,015,000	
	サイバーエージェント	75	251,100	18,832,500	
	楽天	300	83,100	24,930,000	
	ナガワ	29,900	803	24,009,700	
計	銘柄数:38			1,063,648,100	
	組入時価比率:86.7%			100%	
合計				1,063,648,100	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成24年1月31日現在
資産総額	858,092,436円
負債総額	8,161,437円
純資産総額（ - ）	866,253,873円
発行済数量	1,686,954,251口
1単位当り純資産額（ / ）	0.5135円

（参考）黒田マザーファンド

純資産額計算書

	平成24年1月31日現在
資産総額	1,169,127,248円
負債総額	24,929,902円
純資産総額（ - ）	1,194,057,150円
発行済数量	2,121,515,301口
1単位当り純資産額（ / ）	0.5628円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換等
該当事項はありません

(2) 再交付
受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(3) 名義書換手続きの停止
該当事項はありません。

(4) 譲渡制限
譲渡制限はありません。

(5) 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割
委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成24年1月末日現在）

現在の資本金の額	4億9,950万円
会社が発行する株式総数	100,000株
発行済株式総数	19,580株

直近5ヵ年における主な資本の額の増減：

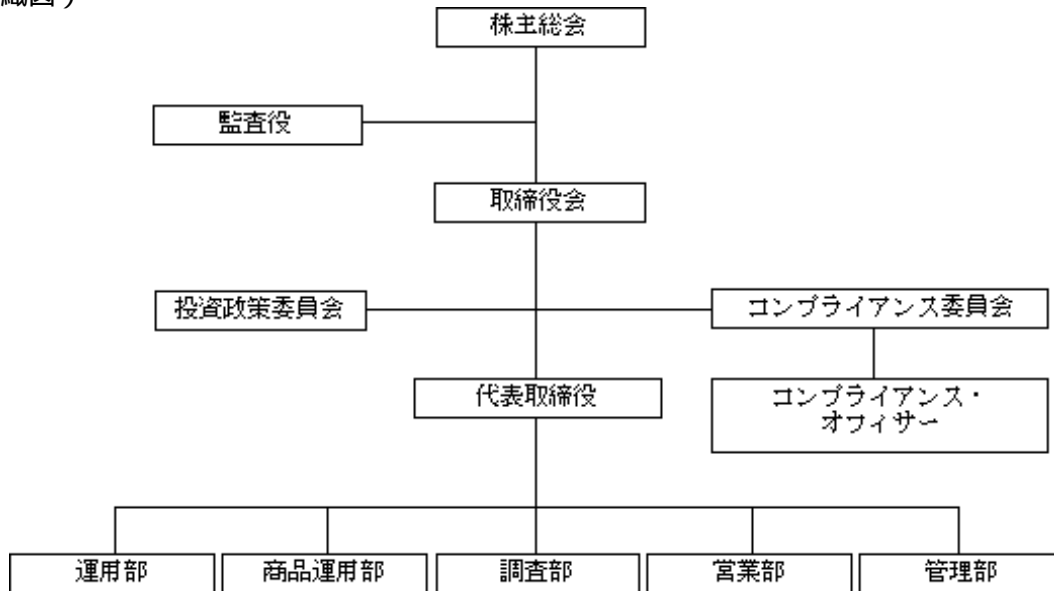
平成19年5月24日	資本金	270百万円に増資
平成20年2月13日	資本金	320百万円に増資
平成20年8月15日	資本金	370百万円に増資
平成21年4月28日	資本金	380百万円に増資
平成21年5月28日	資本金	385百万円に増資
平成21年6月29日	資本金	400百万円に増資
平成21年8月31日	資本金	405百万円に増資
平成21年9月30日	資本金	415百万円に増資
平成21年11月30日	資本金	425百万円に増資
平成21年12月28日	資本金	440百万円に増資
平成22年3月26日	資本金	450百万円に増資
平成22年5月31日	資本金	475百万円に増資
平成23年3月31日	資本金	499.5百万円に増資

(2) 委託会社の機構（本書提出日現在）

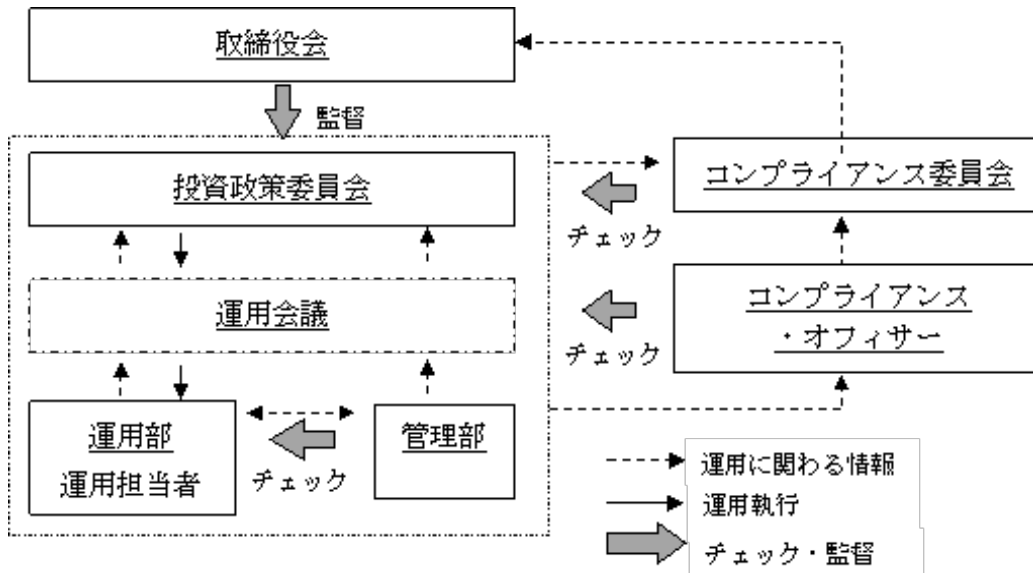
会社の意思決定機構

取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当会社の業務に関する重要事項を決定します。

(組織図)



投資運用の意思決定機構



(取締役会)

- 運用担当取締役および「コンプライアンス委員会」からの運用に関する報告を受け、また必要に応じ各部より報告を徴収して運用全体を管理監督いたします。

(投資政策委員会)

- 代表取締役社長に加え、全取締役、CIO、運用部長、コンプライアンス・オフィサー、管理部長により構成されます。
- 運用担当者が作成した運用計画、決算・配当政策、運用実績を審議し、決定したうえで、コンプライアンス委員会へ付議します。

(運用会議)

- 委託者の運用担当者は市場環境について討議を行い、様々な情報を得ます。

（コンプライアンス委員会、コンプライアンス・オフィサー）

- ・投資政策委員会において決定された運用計画等を審議し、法令諸規則等の適合性を確認し、承認します。
- ・適合性の状況を取締役会へ付議します。
- ・適合性が確認できない場合、運用担当者（計画立案者）に変更指図を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは投資政策委員会に必ず出席し、審議経過について必要と認める場合、その議案の審議を中止させることができます。

（運用部）

- ・投資政策委員会およびコンプライアンス委員会において審議し決定された運用計画の実行およびモニタリングをします。
- ・運用報告書を作成します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は平成24年1月31日現在、次の通りです。但し、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額 [百万円]
追加型株式投資信託	10	9,840
合計	10	9,840

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるばんせい投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
なお、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第12期事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表については、清和監査法人により監査を受け、第13期事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の財務諸表については、かがやき監査法人により監査を受けております。
また、第14期事業年度に係る中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の財務諸表については、かがやき監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1.現金及び預金			57,070		95,551
2.未収委託者報酬			26,998		25,946
3.未収収益	2		1,581		14,655
4.前払費用			1,403		1,122
5.立替金			8,708		9,155
6.その他			2,702		431
7.貸倒引当金			-		4,798
流動資産計			98,463		142,064
固定資産					
1.有形固定資産					
(1)建物附属設備		235		235	
減価償却累計額		3	231	41	193
(2)工具器具及び備品		7,440		7,651	
減価償却累計額		5,526	1,914	6,207	1,444
有形固定資産計			2,145		1,637
2.無形固定資産					
(1)電話加入権			288		288
(2)ソフトウェア			334		80
無形固定資産計			622		368
固定資産計			2,767		2,005
資産合計			101,231		144,070

		前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1.未払金			22,798		17,247
2.未払費用	2		4,358		5,064
3.未払法人税等			1,142		1,414
4.預り金			627		1,481
5.賞与引当金			0		7,683
流動負債計			28,926		32,891
負債合計			28,926		32,891
(純資産の部)					
株主資本					
1.資本金			450,000		499,500
2.資本剰余金					
(1)資本準備金		210,000		259,500	
(2)その他資本剰余金		1,465		1,465	
資本剰余金計			211,465		260,965
3.利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		589,161		649,286	
利益剰余金計			589,161		649,286
株主資本合計			72,304		111,178
純資産合計			72,304		111,178
負債純資産合計			101,231		144,070

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
1. 委託者報酬		111,879		97,054	
2. 投資顧問料	1	4,900		104,350	
3. その他営業収益		-		3,809	
営業収益計			116,780		205,213
営業費用					
1. 支払手数料		39,435		32,089	
2. 広告宣伝費		1,286		5,153	
3. 受益証券発行費		250		249	
4. 調査費					
(1) 調査費		16,696		19,092	
(2) 委託調査費	1	6,253		6,658	
5. 委託計算費		21,800		20,988	
6. 営業雑経費					
(1) 通信費		2,033		2,124	
(2) 協会費		2,067		1,595	
(3) 諸会費		571		792	
(4) 貸倒引当金繰入額		-		7,760	
(5) その他営業雑経費		14,036		7,134	
営業費用計			104,431		103,639
一般管理費					
1. 給料					
(1) 役員報酬		12,860		2,700	
(2) 給料・手当	1	68,187		100,170	
(3) 賞与		1,470		8,730	
(4) 賞与引当金繰入額		-		13,107	
2. 交際費		302		193	
3. 旅費交通費		2,157		2,330	
4. 租税公課		1,868		2,171	
5. 不動産賃借料	1	19,699		6,238	
6. 固定資産減価償却費		1,236		973	
7. 諸経費	1	40,987		24,462	
一般管理費計			148,769		161,076
営業損失（ ）			136,420		59,502
営業外収益					
1. 受取利息		19		23	
2. 雑益		78		9	
営業外収益計			97		32
営業外費用					
1. 支払利息	1	21		-	
2. 為替差損		70		49	
3. 株式交付費		804		346	
4. 雑損失		-		59	
営業外費用計			896		455
経常損失（ ）			137,218		59,926

		前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
特別利益					
1. 貸倒引当金戻入		-		90	
特別利益計			-		90
特別損失					
1. 固定資産除却損	2	943		-	
特別損失計			943		-
税引前当期純損失()			138,161		59,835
法人税、住民税及び事業税			290		290
当期純損失()			138,451		60,125

(3) 【株主資本等変動計算書】

株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	370,000	450,000
当期変動額		
新株の発行	80,000	49,500
当期変動額合計	80,000	49,500
当期末残高	450,000	499,500
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	140,000	210,000
当期変動額		
新株の発行	70,000	49,500
当期変動額合計	70,000	49,500
当期末残高	210,000	259,500
その他資本剰余金		
前期末残高	1,465	1,465
当期末残高	1,465	1,465
資本剰余金合計		
前期末残高	141,465	211,465
当期変動額		
新株の発行	70,000	49,500
当期変動額合計	70,000	49,500
当期末残高	211,465	260,965
利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	450,709	589,161
当期変動額		
当期純損失	138,451	60,125
当期変動額合計	138,451	60,125
当期末残高	589,161	649,286
株主資本合計		
前期末残高	60,756	72,304
当期変動額		
新株の発行	150,000	99,000
当期純損失	138,451	60,125
当期変動額合計	11,548	38,874
当期末残高	72,304	111,178
純資産合計		
前期末残高	60,756	72,304
当期変動額		
新株の発行	150,000	99,000
当期純損失	138,451	60,125
当期変動額合計	11,548	38,874
当期末残高	72,304	111,178

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>イ 有形固定資産（リース資産を除く） 平成19年3月31日までに取得したものの旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。 なお、耐用年数は次のとおりです。 建物附属設備 15～18年 工具器具及び備品 3～15年</p> <p>ロ 無形固定資産 定額法を採用しております。 ソフトウェア 5年</p> <p>ハ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>イ 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>ロ 無形固定資産 同左</p> <p>ハ リース資産</p>
2. 繰延資産の処理方法	<p>イ 株式交付費 支出時に全額費用としております</p>	<p>イ 株式交付費 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社は、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>ロ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。</p>	<p>イ 貸倒引当金 同左</p> <p>ロ 賞与引当金 同左</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>同左</p>

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(企業結合に関する会計基準等) 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
1. 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。	1. 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。
(千円)	(千円)
流動資産	流動資産
未収収益 1,336	未収収益 1,768
流動負債	流動負債
未払金 100	未払金 1,268
未払費用 1,299	

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 関係会社への取引に係るものが次のとおり含まれております。	1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
関係会社からの投資一任報酬 1,273千円 関係会社への地代家賃 14,779千円 関係会社への出向者給与 4,061千円 関係会社への経営指導料 9,204千円	関係会社からの投資一任報酬 18,720千円 関係会社への代行販売手数料 827千円 関係会社への地代家賃 6,238千円 関係会社への出向者給与 25,452千円
2. 固定資産除却損は、建物附属設備732千円、工具器具備品210千円であります。	2.

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	14,600	3,000	-	17,600

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

株主割当増資による新株の発行による増加 3,000株

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	17,600	1,980	-	19,580

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

株主割当増資による新株の発行による増加 1,980株

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、リース契約1件あたりの金額が少額のため、注記を省略しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金を調達（主に増資）しております。資金運用については、短期的な預金等に限定して行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	57,070	57,070	
(2) 未収委託者報酬	26,998	26,998	
(3) 未収収益	1,581	1,581	
(4) 立替金	8,708	8,708	
資産計	94,357	94,357	
(1) 未払金	22,798	22,798	
(2) 未払費用	4,358	4,358	
(3) 未払法人税等	1,142	1,142	
(4) 預り金	627	627	
負債計	28,926	28,926	

(注)金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収収益 (4) 立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金 (2) 未払費用 (3) 未払法人税等 (4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金を調達（主に増資）しております。資金運用については、短期的な預金等に限定して行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	95,551	95,551	
(2) 未収委託者報酬	25,946	25,946	
(3) 未収収益	14,655	14,655	
(4) 立替金	9,155	9,155	
貸倒引当金	4,798	4,798	
資産計	140,510	140,510	
(1) 未払金	17,247	17,247	
(2) 未払費用	5,064	5,064	
(3) 未払法人税等	1,414	1,414	
(4) 預り金	1,481	1,481	
負債計	25,208	25,208	

立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 立替金

これらは、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 未払金 (2) 未払費用 (3) 未払法人税等 (4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td>203,244</td> </tr> <tr> <td>未払事業税否認</td> <td>346</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産否認</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産 小計</td> <td>203,660</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>203,660</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。</p>	税務上の繰越欠損金	203,244	未払事業税否認	346	一括償却資産否認	70	繰延税金資産 小計	203,660	評価性引当額	203,660	繰延税金資産の純額	-	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td>264,189</td> </tr> <tr> <td>未払事業税否認</td> <td>457</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産否認</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td>1,952</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>3,126</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産 小計</td> <td>269,828</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>269,828</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>同左</p>	税務上の繰越欠損金	264,189	未払事業税否認	457	一括償却資産否認	102	貸倒引当金	1,952	賞与引当金	3,126	繰延税金資産 小計	269,828	評価性引当額	269,828	繰延税金資産の純額	-
税務上の繰越欠損金	203,244																												
未払事業税否認	346																												
一括償却資産否認	70																												
繰延税金資産 小計	203,660																												
評価性引当額	203,660																												
繰延税金資産の純額	-																												
税務上の繰越欠損金	264,189																												
未払事業税否認	457																												
一括償却資産否認	102																												
貸倒引当金	1,952																												
賞与引当金	3,126																												
繰延税金資産 小計	269,828																												
評価性引当額	269,828																												
繰延税金資産の純額	-																												

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(1)結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及びその他取引の概要

結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

結合企業 ばんせい投信投資顧問株式会社（当社）

被結合企業 みやこインベストメント株式会社

事業の内容 商品投資顧問業並びに年金基金及び商品ファンド、投資信託等のファンドに係る投資運用及び投資助言業務に係る事業

企業結合日 平成22年4月1日

企業結合の法的形式 吸収分割

結合後の名称 ばんせい投信投資顧問株式会社

その他取引の概要に関する事項

当該取引により取得した事業の対価は無償であり、企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債はございません。また吸収分割の効力発生日において有効に成立している承継事業に関する契約及び権利義務を承継しております。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	証券投資一任報酬	商品投資一任報酬	投信委託者報酬	その他	合計
外部顧客からの収益	31,421	72,567	97,054	4,170	205,213

2. 地域ごとの情報

（単位：千円）

	日本	ケイマン諸島	合計
営業収益	134,360	70,853	205,213

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	BY Premium Company	ばんせい証券株式会社	IBS Pension Limited Partnership	関東六県電気工事業厚生年金基金
営業収益	36,160	18,720	14,608	13,010

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(関連当事者情報)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社ファンドクリエーション	東京都港区	1,659,948	アセットメント事業・インベストメントバンク事業	(被所有)直接100	資金の借入 役員の兼任	資金の借入、地代家賃の支払、出向者の受入、経営指導料の支払	10,000 14,779 2,761 9,204		

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. 平成21年12月11日をもって、株式会社ファンドクリエーションは当社の「親会社」に該当しないこととなっております。

4. 資金の借入について、株式会社ファンドクリエーションに全額返済しております。

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ばんせい山丸証券株式会社	東京都中央区	1,558,250	証券業	(被所有)直接100	投資一任契約 役員の兼任	投資顧問料の受取、出向者の受入	1,273 1,300	未収収益 未払金 未払費用	1,336 100 1,299

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. ばんせい山丸証券株式会社との取引については、一般的な取引条件に基づき決定しております。

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ばんせい証券株式会社	東京都中央区	1,558,250	証券業	(被所有)直接100	投資一任契約 役員の兼任	投資顧問料の受取、代行販売手数料の支払、出向者の受入、地代家賃の支払	18,720 827 25,452 6,238	未収収益 未払金	1,768 1,268

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. ばんせい証券株式会社との取引については、一般的な取引条件に基づき決定しております。

ばんせい証券株式会社は、平成23年5月16日付でばんせい山丸証券株式会社から商号変更しております。

（親会社又は重要な関連会社に関する注記）

1. 親会社情報
ばんせい証券株式会社（未上場）
2. 重要な関連会社の要約財務情報
該当事項はありません

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 4,108.22円 1株当たり当期純損失金額 8,520.10円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 5,678.19円 1株当たり当期純損失金額 3,232.92円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注） 1株当たり当期純利益（又は損失）金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純損失（千円）	138,451	60,125
普通株主に帰属しない金額（千円） （うち利益処分による役員賞与金）	- (-)	- (-)
普通株式に係る当期純損失（千円）	138,451	60,125
普通株式の期中平均株式数（株）	16,250	18,598

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 共通支配下の取引等関係
吸収分割による事業承継

当社は平成22年3月4日の臨時株主総会において、当社親会社の100%子会社であるみやこインベストメント株式会社との吸収分割契約を決議し、平成22年4月1日付で事業を承継いたしました。

概要は次のとおりであります。

（1）相手企業の名称 みやこインベストメント株式会社

（2）取得した事業の内容

商品投資顧問業並びに年金基金及び商品ファンド、投資信託等のファンドに係る投資運用及び投資助言業務に係る事業

（3）企業結合日 平成22年4月1日

（4）企業結合の法的形式及び結合後の名称

企業結合の法的形式 吸収分割

結合後企業の名称 ばんせい投信投資顧問株式会社

（5）取得した事業の取得の対価

無償

（6）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額

該当事項はございません。

（7）承継する権利義務

吸収分割契約の効力発生日において有効に成立している承継事業に関する契約及び権利義務を承継しております。

(8) 実施する会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日）に基づき、「共通支配下の取引」として会計処理を行う予定であります。

2. 株主割当増資

当社は平成22年5月17日開催の取締役会において、平成22年5月31日を払込期日とする株主割当増資による普通株式の募集について決議し、同日に実行しております。当該株主割当増資の内容は以下のとおりであります。

- (1) 発行する株式の種類及び数 普通株式1,000株
- (2) 募集時における発行済株式数 17,600株
- (3) 募集後における発行済株式数 18,600株
- (4) 発行価額 1株につき5万円
- (5) 発行価額の総額 5,000万円
- (6) 発行価額のうち資本へ組入れる額 1株につき2万5千円
- (7) 払込期日 平成22年5月31日
- (8) 割当先及び株式数 ばんせい山丸証券株式会社 1,000株

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表 (単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
区分	注記 番号	
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		69,221
未収委託者報酬		25,138
未収収益		15,773
前払費用		1,641
立替金		8,151
その他		1
貸倒引当金		3,702
流動資産合計		116,225
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備		1,965
減価償却累計額		219
建物附属設備(純額)		1,745
工具器具及び備品		7,651
減価償却累計額		6,487
工具器具及び備品(純額)		1,163
有形固定資産合計		2,908
無形固定資産		
電話加入権		288
ソフトウェア		52
無形固定資産合計		340
固定資産合計		3,249
資産合計		119,474
(負債の部)		
流動負債		
未払金	1	15,117
未払費用		4,148
未払法人税等		1,033
預り金		753
賞与引当金		5,197
流動負債合計		26,250
負債合計		26,250
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		499,500
資本剰余金		
資本準備金		259,500
その他資本剰余金		1,465
資本剰余金計		260,965
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		667,242
利益剰余金計		667,242
株主資本合計		93,223
純資産合計		93,223
負債純資産合計		119,474

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
区分	注記番号	
営業収益		102,228
営業費用		120,044
手数料等営業経費		51,266
一般管理費	1	68,778
営業損失		17,815
営業外収益		35
受取利息		7
雑収入		27
営業外費用		29
為替差損		29
経常損失		17,810
税引前中間純損失		17,810
法人税、住民税及び事業税		145
中間純損失		17,955

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	499,500
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	499,500
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	259,500
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	259,500
その他資本剰余金	
当期首残高	1,465
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,465
資本剰余金合計	
当期首残高	260,965
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	260,965
利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	649,286
当中間期変動額	
中間純損失	17,955
当中間期変動額合計	17,955
当中間期末残高	667,242
株主資本合計	
当期首残高	111,178
当中間期変動額	
中間純損失	17,955
当中間期変動額合計	17,955
当中間期末残高	93,223
純資産合計	
当期首残高	111,178
当中間期変動額	
中間純損失	17,955
当中間期変動額合計	17,955
当中間期末残高	93,223

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
1．固定資産の減価償却の方法	<p>イ 有形固定資産（リース資産を除く） 平成19年3月31日までに取得したもの 旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。 なお、耐用年数は次のとおりです。 建物附属設備 15～18年 工具器具及び備品 3～15年</p> <p>ロ 無形固定資産 定額法を採用しております。 ソフトウェア 5年</p>
2．引当金の計上基準	<p>イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社は、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>ロ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
3．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
<p>1. 消費税の取り扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払金」として表示しております。</p>

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>1. 減価償却実施額</p> <p style="padding-left: 40px;">有形固定資産 458千円</p> <p style="padding-left: 40px;">無形固定資産 28千円</p>

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	19,580	-	-	19,580

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	69,221	69,221	
(2) 未収委託者報酬	25,138	25,138	
(3) 未収収益	15,773	15,773	
(4) 立替金	8,151	8,151	
貸倒引当金	3,702	3,702	
資産計	114,581	114,581	
(1) 未払金	15,117	15,117	
(2) 未払費用	4,148	4,148	
(3) 未払法人税等	1,033	1,033	
(4) 預り金	753	753	
負債計	21,052	21,052	

立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 立替金

これらは、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 未払金 (2) 未払費用 (3) 未払法人税等 (4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

＜セグメント情報＞

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

＜関連情報＞

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報（単位：千円）

	証券投資一任報酬	商品投資一任報酬	投信委託者報酬	その他	合計
外部顧客からの収益	25,435	23,390	50,546	2,857	102,228

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益（単位：千円）

	日本	ケイマン諸島	合計
営業収益	77,645	24,583	102,228

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	ばんせい証券株式会社	BY Premium Company
営業収益	24,830	16,311

＜報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報＞

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

＜報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報＞

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

＜報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報＞

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

<1株当たり純資産額>

当中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
1株当たり純資産額	4,761.16円

<1株当たり中間純損失金額>

当中間会計期間 (自平成23年4月1日至平成23年9月30日)	
1株当たり中間純損失金額	917.03円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1株当たり中間純損失の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
中間純損失金額（千円）	17,955
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純損失（千円）	17,955
普通株式の期中平均株式数（株）	19,580

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成23年3月末日現在

(2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
藍澤証券株式会社	8,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日の出証券株式会社	4,650百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
かざか証券株式会社	3,000百万円	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794百万円	
丸八証券株式会社	3,676百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	
あかつき証券株式会社	2,065百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
ばんせい証券株式会社	1,558百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

平成23年3月末日現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

< 再信託受託者の概要 >

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日 : 平成12年6月20日

業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

銀行免許取得日および信託業務の認可取得日 : 平成12年7月13日

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

受託者

該当事項はありません。

販売会社

ばんせい証券株式会社は委託会社の発行済株式の100.0%を所有しています。

(平成24年1月末日現在)

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (3)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (5)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載することがあります。
- (6)目論見書に投資信託の財産は委託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成23年1月28日

ばんせい投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている黒田アクティブジャパンの平成21年12月1日から平成22年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、黒田アクティブジャパンの平成22年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ばんせい投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 5月31日

ばんせい投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員 公認会計士 川田 増三
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大塚 貴史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているばんせい投信投資顧問株式会社（旧社名：ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ばんせい投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年3月4日の臨時株主総会において、親会社の100%子会社であるみやこインベストメント株式会社との吸収分割契約を決議し、平成22年4月1日付で事業を承継した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年5月17日開催の取締役会において、平成22年5月31日を払込期日とする株主割当増資による普通株式の募集について決議し同日に実行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年1月27日

ばんせい投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている黒田アクティブジャパンの平成22年12月1日から平成23年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、黒田アクティブジャパンの平成23年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ばんせい投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月20日

ばんせい投信投資顧問株式会社
取締役会 御 中

かがやき監査法人

代表社員 公認会計士 曾我 隆二 印
業務執行社員代表社員 公認会計士 葛西 晋哉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているばんせい投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ばんせい投信投資顧問株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月28日

ばんせい投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員 公認会計士 曾我 隆二 印
業務執行社員代表社員 公認会計士 葛西 晋哉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているばんせい投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ばんせい投信投資顧問株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)